

平成 28 年 9 月 26 日

## ATMへの通帳磁気ストライプ修復機能追加について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：上野 雅史）は、お客さまへのサービス向上を目的として、当行ATMへ通帳磁気ストライプ（以下「磁気ストライプ」といいます）修復機能追加を実施いたしますので、お知らせいたします。

### 1. 通帳磁気ストライプ修復機能の概要

ATMで通帳を使用する取引において、磁気ストライプが読み取り不能<sup>(注)</sup>で使用できない場合に、お客さま自らがATMを操作することにより磁気ストライプを修復することができます。

従来、磁気ストライプが読み取り不能となった場合、営業店窓口にて修復させていただいておりましたが、当機能追加により、窓口の営業時間内にご来店できない場合においても、お客さま自らがATMを操作することにより修復することが可能となります。

尚、当機能をご利用する際には、本人確認のため当該通帳口座のキャッシュカードが必要となります。

注. 経年劣化により磁気が弱くなっている、携帯電話等の磁気のあるものに近づけたり、一緒に保管する等により、通帳の磁気ストライプが壊れ、ATM等にて読み取りができなくなっている状態のことで。

### 2. 対象ATM

店舗内、店舗外に設置の当行ATM全台で対応可能となります。

### 3. ATMにて修復可能な通帳

下記4種類の通帳が対象です。

- ・普通預金通帳
- ・総合口座通帳（キャラクター）<sup>(注)</sup>
- ・総合口座通帳（注）
- ・貯蓄預金通帳

注. 総合口座通帳の定期預金については、当機能対象外としておりますので、ご来店をお願いいたします。

### 4. ご利用方法

下記の通帳取引において、磁気ストライプが読み取れない場合に、画面上に読み取り不能の旨を表示し、お客さまが『修復する』を選択された場合に、修復の操作画面に移行します。

- ・支払取引（通帳のみ、通帳・カード併用）
- ・通帳入金取引
- ・通帳記帳取引

### 5. 実施日

平成28年9月26日（月）

以上

本件に関するお問い合わせ先：事務企画部 柴田 TEL:0235-28-2410